

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 1 8 日

各務原市内の介護保険サービス事業所  
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた  
社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、厚生労働省及び岐阜県より情報提供がありました。  
つきましては添付文書の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

記

- 添付資料  
介護保険最新情報 Vol.787  
「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を  
運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）」
- 参考：労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項  
災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者  
は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第  
四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事  
態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出な  
ければならない。
- 最寄りの労働局又は労働基準監督署  
岐阜労働局（岐阜市金竜町5-13岐阜合同庁舎）  
岐阜労働基準監督署（岐阜市五坪1-9-1）

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	<a href="mailto:kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp">kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</a> (課代表)